

# 令和6年度鹿児島県介護職員人材確保対策事業実施要項

## 1 概要

介護人材の確保・定着を図ることを目的に、介護現場への入職者に対する就業支援及び資格取得（介護職員初任者研修課程）を支援する。

## 2 対象法人

以下の全ての要件を満たした法人を対象とします。

### (1) 対象施設・事業所

介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人のうち、鹿児島県内に所在する施設・事業所

### (2) 事業要件

令和6年度中に新規に雇用した介護職員に対し、

ア 介護職員初任者研修課程を受講させること

イ 人材育成（OJT）の計画・実績があること

ウ 3か月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること

令和5年度中に新規に雇用した介護職員のうち、

ア 令和5年度中に受講を開始した介護職員初任者研修課程が、令和6年度中に終了したもの

イ 人材育成（OJT）の計画・実績があること

ウ 3か月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること

## 【留意点】

### ① 既資格取得者の雇用について

既に介護の資格（旧ヘルパー2級課程又は介護職員初任者研修課程修了以上）を有する者は、対象外とする。（働きながら介護の知識・技能を習得できるよう支援するため。）

### ② 人材育成（OJT）について

原則申請法人内で実施するものとする。

### ③ 雇用の経緯・形態

補助要件を全て満たす場合においては、新卒・既卒（中途採用）等の雇用の経緯や正規・非正規等の雇用形態については問わない。（ハローワークを介さずに雇用することも可）

### ④ 外国人労働者の雇用

介護業務に従事することが可能な在留資格を持つ外国人も対象とする。

(3) 重複給付の禁止

国や市町村等が実施する各種助成金のうち、同一の支給要件を満たす助成金等を受給していないこと

**3 対象経費**

(1) 新規雇用者的人件費（3か月分）

対象となる雇用期間のうち、3か月を上限とし、採用日直後の給与締切日の翌日から起算して計算する。

※ 時間外労働、介護職員処遇改善加算に係る給与・一時金等は対象外。

(2) 通勤手当等の諸手当

※ 法人社内規定において支給が定められているものに限る。

(3) 上記(1)(2)に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）のうち、事業主負担相当分

(4) 介護職員初任者研修受講費用（教材費を含む）

※ 雇用先と養成機関が同一法人である場合は対象外。

**4 補助上限額**

新規雇用者1人当たり420千円（補助率：2分の1）

※ 消費税及び地方消費税を含む。

**5 補助予定人数**

20名

**6 交付申請**

(1) 提出書類

ア 交付申請書（第1号様式）

イ 経費所要額調書（第2号様式）

ウ 事業計画書（第3号様式）

エ 収支予算書（第4号様式）

オ 雇用契約書（写し）

カ 新規雇用者に係る社会保険の加入を確認できる書類（写し）

※「健康保険・厚生年金資格取得通知」及び「雇用保険資格取得通知」

キ 補助金計算書

ク 人材育成（OJT）計画書（事業所における既存資料でも可）

ケ 賃金台帳（写し）

コ 振込口座登録申出書（補助金の振込先となります。）

(2) 提出期限

**令和7年2月3日（月）※必着**

**【重要1】**

申請後に雇用に至らないケースや雇用直後に退職するケースによる申請の取り下げを防ぐ観点から、**以下の要件を満たし、申請書類が全て揃った段階で申請してください。**

令和6年度中に新たに雇用した介護職員について

- ① 3ヶ月以上継続して雇用し、OJTを実施していること
- ② 介護職員初任者研修の申込みが完了し、令和7年3月31日までに介護職員初任者研修が終了する予定であること

※ 令和6年度中に初任者研修が終了しない場合は、来年度での申請になります。

令和5年度中に新たに雇用した介護職員について

- ① 令和5年度中に受講を開始した介護職員初任者研修課程が、令和6年度中に終了したもの
- ② 人材育成（OJT）の計画・実績があること
- ③ 3か月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること

**【重要2】**

申請が多数の場合は、先着順に受付けます。予算に達し次第受付終了となりますので御留意ください。

## 7 実績報告

(1) 提出様式

- ア 実績報告書（第14号様式）
- イ 経費所要額精算書（第15号様式）
- ウ 事業実績書（第16号様式）
- エ 収支精算書（第17号様式）
- オ 補助金計算書
- カ 人材育成実績（社内研修記録の写し等による代用も可）
- キ 賃金台帳（写し）
- ク 受講料の領収証（写し）※ 法人宛のものに限る
- ケ 介護職員初任者研修受講修了証（写し）
- コ 在職証明書

※ オ・キについては、交付申請から申請内容に変更がない場合も、申請

時に提出した書類と同じもの（写し）を提出してください。

## (2) 提出期限

①事業が完了した日から 20 日以内または②令和7年3月 31 日のいずれか早い日

※ 「①事業が完了した日」とは、雇用から3か月経過し、かつOJT・初任者研修を修了した時点

※ 申請時点でOJT・初任者研修が終了している場合は、交付確定通知を受領した日から起算して 20 日以内または令和7年3月 31 日のいずれか早い日とする

## 8 補助金の請求

実績報告の内容を審査した後、交付確定通知を発行しますので、「補助金交付請求書（第19号様式）」を提出してください。

## 9 留意事項

### (1) 関係文書保存期間

当事業に係る関係書類（領収証等）は、事業を実施する年度の年度末から5年間は保存してください。

### (2) 書類の確認

提出書類に不備がある場合は、受け付けできかねますので、申請前に必ず確認してください。

## 10 提出方法・問合せ先

### (1) 申請書等提出について

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係

※ 封筒に「介護職員人材確保対策事業」と記入のうえ郵送

※ 申請内容の確認のため、下記メールアドレスに郵送した旨、御連絡ください。

件名は「**介護人材確保対策事業申請について（申請法人名・御担当者名）**」としてください。

### (2) 問合せ先

TEL (099)-286-2687（直通）

Mail [k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp)